

令和2年3月4日付で提出されました「2020年春闘要求書」について、下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項	回 答
1. 新型コロナウイルス対策について	
(1) 保育園職場においては、特に園児や保護者の対応など、来園者との濃厚接触の頻度が高いため、さらなる感染防止対策を講じること。	マスク・消毒液等、感染防止のために必要な物資は、優先的に確保・供給するように努めていく。
(2) 新型コロナウイルスの拡大に伴う勤務などの取り扱いについて、対応の指針を明らかにすること。	令和2年3月5日付けで各所属長に対し「新型コロナウイルス感染症に関する休暇及び職務専念義務の免除の取扱いについて」により通知を行い周知を図ったところである。
(3) 自宅待機や出勤停止などの際は、特別休暇や職務専念義務免除などで職員の不利益とならないよう、休みやすい職場環境を整えると同時に、感染拡散防止に努めること。	職員が新型コロナウイルス感染症に関連して出勤停止や出勤が困難となった場合等には、有給の職務専念義務免除又は特別休暇により対応する。 なお、多くの職員が出勤停止となることにより各課の業務が停滞し市民サービスに支障をきたすことがないよう、方策について検討を進めていく。
(4) 新型コロナウイルス対策によって、予定していた出勤日数の減少等が生じる場合は、生活給確保の観点から対策を講じること。	定数外職員に対しても、正規職員と同様、有給の職務専念義務免除又は特別休暇により対応する。 また、公共施設や事業の休止等があった場合でも一律に欠勤等の扱いにはせず、本人の意向を確認したうえで、他の業務に従事してもらうなど可能な限り対応を図っていく。
2. 労使関係について	
勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。	地方公務員法の主旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。
3.	
新しく導入される「会計年度任用職員制度」については、引き続き十分な労使交渉、協議を行い、適切な職務内容と人員配置が実施されているか検証をすること。	令和2年4月より導入される会計年度任用職員制度については、労使の合意事項及び国から示されたマニュアルを踏まえ適切に運用していくとともに、必要に応じた検証を行っていく。